

地方公共団体と国立大学との連携について

- 地方公共団体が国立大学に対し、法令に根拠のない負担金や寄付金等を支出することは法律で原則禁止されているが、以下のような連携は従来より可能

- ・ 地方団体が地元の国立大学法人に調査研究を委託
- ・ 公立大学と国立大学法人が共同研究を実施
- ・ 地方団体の施設を適正な対価の下に貸付けて国立大学法人に利便を提供

- 平成14年の政令改正により、地方団体の要請に基づき国立大学法人が行う研究開発経費等について地方団体の支出が可能

◎次の要件を充たす研究開発経費等について、総務大臣の同意により支出が可能

- ・ 地方団体の要請に基づくもの
- ・ 地域の産業振興等に寄与するもの など
- ・ ただし、通常業務に要する経費等は除外（国立大学法人自らが負担すべきもの）

➡ 平成14年11月～20年1月に **52件、約30億円**

(例) 富山県→富山医科薬科大学 薬業振興のための和漢薬製剤の開発研究
北上市→岩手大学 金型産業振興のための次世代金型製造技術研究

※総合科学技術会議等における国立大学法人と地域との連携強化の提言を受けて措置